

# ／ 団地生活を快適に



## 1. 共用部分

入居者の皆さんで大切にして、常に環境の美化に心がけてください。団地の敷地は、共同の庭ですから大切に使ってください。

また柵などで区切ってあるところへ立ち入ったり、**空き地を占有して、物置、車庫を造ったり、野菜畑などにすることは絶対にやめましょう。**

### 【入居者の皆さんで保護・清掃してください】

- ❖ 団地内の道路
- ❖ 住宅周囲の排水溝  
定期的に共同で清掃をするようにしてください。
- ❖ 建物内外の排水管詰まり  
防止のため、定期的に洗浄してください。
- ❖ 子どもの遊び場(空き地)  
団地内の子どもの遊び場は、保護者がよく気をつけてあげてください。
- ❖ アパートの廊下・階段  
通行の邪魔になるので、物は絶対に置かないようにしましょう。
- ❖ 集会所(室)
- ❖ エレベーター・エレベーターホール
- ❖ 自転車置き場  
駐輪に当たっては、ルール、マナーを守りましょう。スペースには限りがあるので整理しておいてください。不要になった自転車などは、大型ゴミ処理時に廃棄してください。また、お部屋の前や通路などに自転車を置くことは禁止しています。
- ❖ 団地倉庫
- ❖ 団地内へのゴミ等の不法投棄については、法令で禁止されています。

安全で、住み良いまちづくりのために、団地自治会には積極的に加入しましょう!

### 【樹木の消毒及び剪定】

団地内の広場や緑地(空地)の樹木や芝生は、枯れないよう水をやり、枝きりや草刈などの手入れを行ってください。また、害虫の駆除及び予防は定期的に行ってください。なお、危険な箇所の樹木や高さが3mを超えるものは、住宅供給公社で行います。

### 【エレベーター】

- ❖ エレベーター内で跳んだりふざけたりすると、安全装置が作動して途中で止まることがあります。静かに乗りましょう。
- ❖ 扉の隙間や敷居に物を入れないようにしてください。故障の原因になります。
- ❖ 小さな子どもの一人乗りは絶対にさせないでください。また、子どもがエレベーターで遊んだり、イタズラをしていたら注意しましょう。危険であるとともに、エレベーターの故障にもつながります。
- ❖ 火災・地震・雷雨・暴風雨などのときは危険ですので使用しないでください。
- ❖ バイク、自転車の持ち込みはしないでください。

## 2. 迷惑行為

### 【動物の飼育】

**犬猫など動物の飼育及びえさやりは、絶対にやめてください。(預かることもできません)**



❖犬・猫の鳴き声、フンや尿、抜け毛、におい、危害を加えられる恐れなどは、他の入居者にとっては大変迷惑なものです。また、住宅を汚したり、においが染み付いたりして住宅が使えなくなります。

### 【騒音】

市営住宅は、皆様が思っている以上に生活音が響きます。そのため知らず知らずのうちに、ご近所に迷惑を掛けてしまい苦情が寄せられるケースが多く見られます。

- ❖室内でのボール遊びや、走り回る行為は階下の方へのご迷惑になります。
- ❖夜間などは扉の開け閉めや椅子の音などの生活音は、時として気になるものです。
- ❖市営住宅のような集合住宅では、さまざまな方が異なった生活サイクルで暮らしています。特に夜間、早朝などは周辺への気配りが必要です。
- ❖騒音で迷惑を受けたら早めに相手に伝え、理解を深めましょう。
- ❖苦情を寄せられたら、感情的にならず謙虚に相手の話を聞きましょう。

### 【水漏れ】

- ❖防水しているのは、浴室と屋上屋根だけです。ベランダは簡単な防水しかしていませんので、多量の水を流さないでください。
- ❖玄関、トイレ、ベランダは水洗いしないでください。
- ❖排水管に物が詰まると汚水が逆流し、他の部屋に吹き出してその部屋の人に迷惑をかけることになります。
- ❖洗濯機の水の出っぱなし、ホースのはずれ等で水があふれると、他の部屋に水漏れします。洗濯中は気をつけてください。
- ❖水漏れが発生すると、周辺や階下の方にご迷惑を掛けることになります。  
上記の内容にご留意いただき、水漏れを発生させないように心がけましょう。

**(水漏れなどのトラブルは、当事者間で解決していただきます。そのための修繕費用は原因者の負担になります。くれぐれも水漏れに注意しましょう。)**